

総務政策常任委員会会議録

令和5年7月19日

場 所 第2委員会室

令和5年7月19日(水曜日)

午前10時3分開会

審査・調査事項

- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）について
 - ・マイナンバーの紐付けに係る総点検について
 - ・ひなた宮崎県総合運動公園庭球場の改修について
 - ・霧島山（えびの高原（硫黄山）周辺）の火口周辺規制について
 - ・新田原基地における日仏共同訓練について

出席委員（7人）

委員	長	山下	寿
副委員	長	福田	新一
委員		二見	康之
委員		川添	博
委員		坂本	康郎
委員		岩切	達哉
委員		脇谷	のりこ

欠席委員（1人）

委員		濱	砂守
----	--	---	----

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	重黒木	清
政策調整監	田中	克尚
県参事兼総合政策部次長 （政策推進担当）	児玉	浩明
総合政策部次長 （県民生活・サミット担当）	坂元	修一

部参事兼総合政策課長	中尾	慶一郎
広域連携推進室長	川越	勉
部参事兼秘書広報課長	長友	修一
広報戦略室長	須波	勇一郎
統計調査課長	伊福	隆徳
総合交通課長	佐野	晃浩
中山間・地域政策課長	湯地	正仁
産業政策課長	守部	丈博
デジタル推進課長	甲斐	慎一郎
生活・協働・男女参画課長	牛ノ濱	和秀
交通・地域安全対策監	西丸	日出男
みやざき文化振興課長	堀	尚子
人権同和対策課長	中村	洋介
国スポ・障スポ準備課長	塩田	康一
競技力向上推進課長補佐	後藤	雄一郎

総務部

総務部長	吉村	達也
危機管理統括監	横山	直樹
総務部次長 （総務・市町村担当）	大東	収
総務部次長 （財務担当）	川端	輝治
危機管理局長 兼危機管理課長	渡邊	世津子
総務課長	黒岩	賢二
人事課長	那須	隆輝
行政改革推進室長	徳松	一豊
部参事兼財政課長	高妻	克明
財産総合管理課長	鬼塚	保行
税務課長	蛭原	真治
市町村課長	池田	幸優
総務事務センター課長	清藤	荘八
消防保安課長	寺田	健一

事務局職員出席者

議事課主任主事 木村 結

政策調査課主任主事 高山 紘行

○山下委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時5分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

○重黒木総合政策部長 総合政策部でございます。本日もよろしくお願いたします。

まず初めに、2点お礼を申し上げます。

1点目は、国民スポーツ大会関係でございます。

先月30日に開催いたしました「2027みやスポ神話（親和）会」におきましては、濱砂議長及び山下委員長に御臨席いただき、誠にありがとうございました。

この「みやスポ神話（親和）会」につきましては、令和9年の第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会に向けた機運の醸成や競技力向上を目指しまして、競技団体や関係機関の交流と連携強化を目的に開催したものでございます。

引き続き、開催に向けた準備にしっかりと取

り組んでまいりますので、委員の皆様方の御理解と御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

2点目は、韓国訪問団の関係でございます。

先週の7月12日から3日間の日程で、経済団体の皆様などと韓国を訪問いたしました。

韓国訪問団の一員として濱砂議長に御参加いただきまして、アジアナ航空に対する宮崎ーソウル線の国際定期便の早期再開に向けた要望活動などを行っていただきました。誠にありがとうございました。

その結果、令和2年3月より運休となっておりましたソウル線の定期便が9月27日より再開されることになったところでございます。コロナ禍からの宮崎再生に向けて大きなはずみとなるものでございます。県民の利便性向上やインバウンドの取り込みによる県内経済の活性化に向けて利用促進に取り組んでまいりますので、県議会におかれましても引き続き御支援いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、7月15日付で幹部職員の異動がありましたので御紹介いたします。

政策調整監の田中克尚です。

引き続き委員の皆様方の御指導をよろしくお願いいたします。

それでは、本日の常任委員会の報告事項につきまして御説明いたします。

常任委員会資料の表紙の目次を御覧ください。

本日は、企業版ふるさと納税について、マイナンバーのひもづけに係る総点検について、総合運動公園庭球場の改修についての3件でございます。

このうちマイナンバーに関しましては、先般、療育手帳におきまして多くのひもづけ誤りがあり、対象の方をはじめ関係者の皆様には多大なる御心配をおかけしたところでございます。

マイナンバー制度を所管する当部といたしましては、国から示される総点検につきまして、関係各部局と連携し、対応してまいります。

各報告事項の詳細につきましては、担当課長から御説明いたします。

最後になりますけれども、本日は競技力向上推進課長が欠席しております。代理といたしまして課長補佐の後藤雄一郎が出席しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○中尾総合政策課長 常任委員会資料の2ページを御覧ください。

企業版ふるさと納税について説明いたします。

企業版ふるさと納税につきましては、6月の総務部の常任委員会でも質問が寄せられたところではありますが、改めてその状況について説明させていただきます。

まず、制度の目的・経緯であります。地方公共団体が地方創生の事業を進めていく際、企業が寄附を行うことで、官民連携で事業を効果的に推進していくことを目的とし、平成28年度に創設された制度であります。

寄附を行った企業に対し、税額控除の優遇措置がありますが、地方創生のさらなる充実・強化に向けて、令和2年度に制度の見直しが行われ、税額控除が大幅に引き上げられたところがあります。

地方公共団体のメリットとしましては、民間資金を活用し地方創生事業が実施できるという点や、企業とのパートナーシップの構築につながるということ、企業側にとっては、税額控除による法人関係税の軽減が図られることに加え、社会貢献、地域資源を活用した新事業展開にもつながるといった点が挙げられます。

3ページを御覧ください。

2、制度の概要であります。

対象となるプロジェクトは、国が認定した地域再生計画に位置づけられる必要がありますが、本県の地域再生計画は県総合計画を抜粋した内容であり、総合計画の中で記載のある事業が包括的に認定されるものでありますので、幅広い事業がその対象となります。

なお、対象となる企業は、本社の所在する住所地以外の地方公共団体に10万円以上の寄附を行った企業であります。

下の図で示しておりますが、制度創設時は寄附額に対して約3割の損金算入と税額控除の3割を合計した最大6割の軽減効果だったものが、令和2年度の税制改正により、税額控除が最大6割まで拡充されたため、最大9割の軽減効果となっております。

例にも記載しておりますが、企業が1,000万円寄附した場合、最大約900万円の法人関係税が軽減されますので、実質的な企業負担は1割の100万円となります。

なお、この税額控除6割の適用期間は、現時点では令和6年度までとなっております。

今後、国の動向も注視しながら、必要に応じ全国知事会等を通じ、制度継続について要望してまいりたいと考えております。

3、寄附額の推移であります。税制改正の効果もあり、金額、件数ともに増加傾向にあり、本県の令和4年度の寄附額は26件の約1億2,000万円となっております。

4ページを御覧ください。

令和5年度を取組ですが、今年度は県内に就職した大学生たちが在学時に貸与を受けた奨学金の返還支援事業に活用する、①のみやざき産業人財確保支援分野をはじめ、6つの分野の事業について寄附を募っております。

このうち⑤の世界農業遺産応援分野につきま

しては、今年度から開始するものであり、「世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域」の魅力発信や、関係人口創出・拡大の取組等の事業に活用してまいります。

今後、一層の寄附額の拡充に向けて、県外事務所を通じたプロモーションや県内誘致企業等へのPR、また、今年度開催予定の県人会世界大会での周知など、あらゆる機会を通じて積極的にPRしてまいりたいと考えております。

○甲斐デジタル推進課長 常任委員会資料の5ページを御覧ください。

マイナンバーのひもづけに係る総点検について御説明いたします。

まず、1の経緯ですが、マイナンバーのひもづけに関しましては、自治体や保険者などのひもづけ機関におきまして、全国でひもづけの誤りが相次いで判明しております。

このため、国は、ひもづけ実施機関において、現時点でマイナポータルで閲覧可能な29項目の情報について、ひもづけが正確に行われているか、必要な点検を行うこととしたものであります。

今回、総点検を行う29項目につきましては、次の6ページに掲載しております。各項目ごとにひもづけ実施機関を掲載しておりますので、後ほど御確認ください。

5ページに戻っていただきまして、次に、2の総点検の基本的な進め方ではありますが、まず、7月中をめどに、①、関係省庁からひもづけ実施機関に対しまして、現状のひもづけ方法について確認が行われているところであります。

そして、原則として秋までに、②、関係省庁がこの確認結果を踏まえまして、総点検が必要なケースを整理し、具体の作業について指示が示されることとなっております。

次に、③、ひもづけ機関は、この指示に従って、データの点検や誤りがあった場合の修正等を行い、その結果を公表いたします。

④、ひもづけの誤りに実施機関の固有の原因がある場合、例えばひもづけシステムが未導入であるといった場合には、各機関が個別に対応することとなります。

最後に、3の県の対応についてですが、総点検を着実かつ円滑に進めるため、デジタル推進課におきまして総点検に関する全庁的な情報共有、進捗状況の確認等を行っていくこととしております。

また、あわせて、市町村が取り組む総点検に関しましても、必要な支援を実施してまいります。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 ひなた宮崎県総合運動公園庭球場の改修について御説明いたします。

常任委員会資料の7ページを御覧ください。

まず、1のこれまでの経緯であります。

令和9年開催の国民スポーツ大会のテニス競技は、県総合運動公園庭球場で実施予定であります。現在のテニスコートのサーフェスは大会前に耐用年数が到来しますことから、改修工事を行う必要があります。

このサーフェスの改修に当たりましては、これまでテニス、ソフトテニス両団体からハードコート化、あるいは現在の砂入り人工芝での更新など、異なる要望をいただいております。

このため、昨年度、施設利用者のニーズや県内の整備状況等を検証し、総合的に検討した結果、ハードコートに改修することを決定し、このことを昨年12月の常任委員会において報告したところであります。

2の改修の方向性ではありますが、国際水準の

スポーツの聖地としてのブランド力を高め、「スポーツランドみやぎ」のさらなる推進を図るため、国民スポーツ大会に向けた施設整備のみならず、国際・全国規模の大会や合宿拠点として活用可能な施設に改修するとともに、熱中症対策や車椅子テニスなど、多くの方々が利用しやすい施設への改修を検討しております。

具体的には、下の緑の四角囲みに記載してありますとおり、現在の砂入り人工芝コートからハードコートに改修し、うち、6面をインドアコートにすることや、国際基準に合った照明設備の整備、また、老朽化している管理棟の再整備などを考えております。

このうち、インドアコートの整備につきましては、以前より、日本テニス協会から、インドアコートが整備されることによるメリットや、誘致が期待できる大会・合宿等についてお話を伺い、サーフェス改修と併せて意見交換を行ってきたところです。

また、今月4日には、県テニス協会と県ソフトテニス連盟からも合同で、インドアコート整備の要望をいただいたところでもあります。

次に、資料の8ページを御覧ください。

3の施設改修の概算事業費であります。近年の他県におけるテニスコートの改修費用等を踏まえ、約25億円を見込んでおり、財源につきましては、国の交付金や地方債の活用を検討しております。

4の施設改修スケジュールにつきましては、今年度から改修工事の設計等を行い、国民スポーツ大会前年の令和8年にはプレ大会が開催されますので、令和7年度中には工事が完了できるよう整備を進めたいと考えております。

5の施設改修により見込まれる効果につきましては、四角囲みで3点挙げておりますが、ま

ず、国際水準のテニスコートを利用できることによる本県の競技者の競技力向上、また、日本テニス協会等と連携したデビスカップなどの国際大会の開催や、日本代表の合宿等による観光振興が期待できるところであり、これらにより国際水準のスポーツの聖地としてのブランド力の向上につながるものと考えております。

なお、インドアコートの整備がなされた場合には、日本代表の合宿実施や、米印にありますとおり、JOC認定の競技別強化センターとしての申請を、日本テニス協会に行っていただくと伺っております。

テニス競技におけるJOC認定の競技別強化センターは、現在、東京にあるクレーコート1か所だけが認定されていると伺っておりますので、本県がハードコートで認定されることにより、各種大会や合宿等の本県誘致にはずみがつくものと考えております。

○山下委員長 執行部の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

○坂本委員 2つ質問させていただきます。

1つはマイナンバーのひもづけについてです。

これは、先日、県のマイナンバーのひもづけミスがあったことが発表されたときに、以前に国から点検をするよう指示があり、その下で点検をした際に発見されたと伺っていたんですけども、今日御説明いただいた内容はその内容と理解してよろしいでしょうか。

○甲斐デジタル推進課長 おっしゃるとおりでございます。基本は、国のほうから具体的な調査の指示が来ている状況ですけれども、今回の※障害者手帳などは、先行して具体的な点検の指示が来ておりましたので、その点検作業を行った際に気がついたということで聞いております。

※8ページに訂正発言あり

○坂本委員 先週でしたか、県で起きたミス発覚後の対応については、特に何かこういうふうにするという方針が決まったというわけではないということでしょうか。

○甲斐デジタル推進課長 基本的には担当課のほうで対応していくこととなりますが、我々も技術的な部分のサポートなどは、相談を受けながらやっているところがございます。

○坂本委員 あくまで当初、国のほうから総点検をやるということで指示された、通達があったことについて、きちっともう一回、ミスのないように粛々としっかりとやっていくということで理解してよろしいということですね。

○甲斐デジタル推進課長 おっしゃるとおりでございます。国全体として、しっかりと総点検に取り組むという方針が示されておりまして、今後、各省庁から具体的な指示が順次下りてくることになっております。一部、既に動き始めているものがあるということがございます。

○坂本委員 もう一つ、委員会資料7ページのテニスコートについてです。これは以前、ハードコートにするか、オムニコートのままにするかということで、テニス団体のほうでもいろいろ意見が分かれていたところですが、ようやく意見がまとまって進むようになったということによかったなと思っております。

県のテニスコートの利用を重視されている理由の一つに、宮崎市をはじめとして料金の問題というのが少しあったと思います。

特に、大会で利用する際に、オムニコートは宮崎市も持っているだけけれども、県の料金に比べて市のほうが高いということで利用しづらい。それで、県のコートをハードコート化することに反対される意見があったと思うんです。

恐らく、今後の使い方としては、ハードコー

トは県のハードコートを使います、従来のオムニコートは宮崎市をはじめ、周辺のコートを活用します、という方向性だと思うんですけども、料金等について、市とのすり合わせ等はきちんと行われているかどうか教えてください。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 県のテニスコートがハードコートになると、生目の杜をはじめとして、宮崎市内のテニスコートは砂入り人工芝コートというところで——大会の利用については、ソフトテニスに極力砂入り人工芝でやって、硬式テニスは木花でやるということで調整を行っております。

料金の調整につきましては、現時点でどのような課題が出てくるかについて、これから御意見を伺いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○岩切委員 企業版ふるさと納税についてお伺いいたします。

委員会資料3ページの寄附額等の推移によりますと、令和2年度の制度の見直しの結果、全国では、令和元年度に比べて3倍の額になっているんですが、宮崎県はそのような反応にはなっていないようです。全国は、令和3年度も令和2年度の2倍、宮崎県も令和4年度でようやく一定の額になってきているんですけども、これは各自治体の頑張りの結果になるのでしょうか。それとも、そういうものに左右されず、企業側の判断の結果だと理解すべきなんではないでしょうか。そのあたりの考え方を教えてください。

○中尾総合政策課長 金額の推移については、おっしゃるとおり、制度が改正されて以降、令和3年度はあまり伸びていなくて、令和4年度に大きく伸びたところです。

今回、令和5年度は対象分野を6分野募集しておりますけれども、令和3年度までは①の産

業人財と、②の文化関係の2分野に限っていたこともあって——令和4年度から対象分野を広げたことも、一つの要因と考えておりますが、確かにおっしゃるとおり、PRの面であるとか、企業への周知度が高まったことも合わせての結果だと考えておりますので、今後も引き続き、PR等については積極的に図っていきたくと考えております。

○岩切委員 委員会資料4ページにあります「寄附対象分野と主な事業」というのをこちら側がお示ししないと、寄附が頂けないという理屈だと理解してよろしいですか。

○中尾総合政策課長 ホームページ等で対象分野を募集しておりますので、そういう対象分野を見ていただいて、それに賛同された企業が寄附をされるという形ですので、対象分野を見てから寄附される場合がほとんどだと思います。

○岩切委員 企業版ふるさと納税ということで、取りあえず、令和6年度までは企業のほうも控除を受けられるようですから、頂けるものは頂いてということで、御助力、御努力いただけたらと思います。

続けて、マイナンバーのひもづけ総点検の問題なんですけれども、国の政策によって地方自治体、県や市町村は、一生懸命努力されているように見えるんです。結局、地方は国からたくさん仕事を求められる結果になっているんですが、自治体は国から一定量の事務費などを頂けているんですか。

○甲斐デジタル推進課長 これまで、マイナンバーカードの取得促進などについては、補助金等を頂いて進めております。

ただ、この総点検に関しましては、まだそういったことが具体的に示されておられませんので、全国知事会を通じまして、そういったものをしつ

かりとサポートしていただくよう、お願いはしているところでございます。

○岩切委員 マイナンバー制度そのものに対して、国の思いもあれば、市町村、自治体の思いもあろうかと思えます。私たちは私なりに思いはあるんですけども。いずれにしても、仕事を頼むからにはそれなりの費用を工面いただくことが必要かなと思うんです。あわせて、ひもづけられることによって自治体行政にメリットが生じるという理解であれば、まだやる気は湧くんですけども。委員会資料6ページにあります総点検の対象情報ということで、県なり市町村なり保険者なり、実施機関が定められていますけれども、ここにあります29項目のひもづけというのは、自治体行政上メリットがあると受け止めるべきなんでしょうか。

○甲斐デジタル推進課長 基本的には住民側のメリットも自治体側のメリットもあるものと考えております。例えば住民側につきましては、現在既にひもづけが終わっているものの中で——ひもづけが始まったのが2021年のデータからですけれども、自分がこれまでどういった医療機関で、どういった治療を受けたのか履歴が確認できます。自分がこれまでどういった保険サービス、健康診断を受けてきたか、そういった情報をマイナポータル上で確認できるということも、今、少しずつ始まってきております。

この中にはひもづけ作業がこれからというものも含まれておりまして、ある程度こういうものが進んでいきますと、例えばですが、障害者手帳などを持っていらっしゃる方がいろんな控除を受けるときに、簡便な申請で手続きができませんし、自治体側も、一々本人から証明をもらったり手帳のコピーをもらったりすることなく作業ができるといった面が多々出てくると考えて

おります。

すみません、一点訂正です。先ほど、障害者手帳と御説明しましたけれども、障害者手帳には、身体、精神、療育があるんですが、本県で起きたミスは療育手帳でございましたので、訂正させていただきます。

○岩切委員 情報が集約されるメリットについては、資格によって判断が違うところはあるかと思うんです。その情報が知られたくない立場からですと、今行われている作業は極めて不安なことであり、残念なことと思う人もいるのではないかと思います。

そういった意味では、ここでの議論の対象ではないんですけれども、やってほしいと国から求められて、やらざるを得ない状況があるならば——やらざるを得ないんでしょうけれども——その作業を丁寧にするしかないんですが、結果、地方自治体は負担ばかり背負って、そしてまた点検も頑張れと、寝られずに頑張っている様子を見ると、これって国と地方との関係まで含めて、正しい状況なのかなと感じているものですから伺いました。

あとは、もうとにかくデータが外に漏れないように願うばかりなんですけど、これは今後、修正され完璧になっていくと理解してよろしいでしょうか。

○甲斐デジタル推進課長 基本的な仕組みは国のほうで制度設計されて運用されているものですので、我々からもそういう要望はしているところがございますし、運用する我々県、市町村もしっかりとこういったミスがないように進めていきたいと考えているところがございます。

○川添委員 委員会資料8ページの県総合運動公園のテニスコートの整備なんですけれども、3の施設改修概算事業費、約25億円の積算の内

訳といたしますか、ハードコート化、それから建物、更衣室、シャワー、トイレ等の整備の内訳は、どんな感じになっているんでしょうか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 約25億円の内訳でございますけれども、他県の事例等を参考に概算しますと、サーフェスの更新が約9億円、インドアコートの設置・屋根の設置が10億円、照明の整備が3億円、管理棟が3億円となっております。

○川添委員 これが完成しますと、国際大会の誘致等ができるということで、非常に素晴らしい企画なんですけど、今、県総合運動公園の大規模災害時の避難所等が建設されているんですけれども、例えば津波とかの大規模災害時、テニスコートからの避難通路はどんな感じで考えていらっしゃいますか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 テニスコートからの災害時の避難通路でございますけれども、現在、テニスコートの南側に避難タワーを整備しております。距離にしてもそれほど遠くないところがございますので、万が一の場合はこちらに避難することになるかと思っております。

○川添委員 南側に避難タワーを整備中ですよね。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 避難タワーにつきましては、整備は完了しております。

○川添委員 そうなんですか、分かりました。

○二見委員 まず、企業版ふるさと納税について教えていただきたいんですが、先ほどの岩切委員の確認の内容と一緒にかなと思ったんですけれども、これは地域再生計画にある、そして、宮崎県の地方創生プロジェクトがなければ、企業は寄附ができないということなんですか。

宮崎県の寄附額だけでなく寄附件数を見たときに、要するに、委員会資料4ページのいろ

んな事業が増えてこないことには、この件数自体は増加していかないのかなということ。逆に、全国のほうは件数が倍々ぐらいいってるところを見ると、ほかの都道府県では、こういったいろんな寄附対象分野となる事業をたくさんつくっていているのかなと思うんですが、そういう形なんですか。

○中尾総合政策課長 先ほどの地域創生プロジェクトの関係ですと、県が募集する対象分野については、地域創生プロジェクトに位置づけられているというのが条件でありますので、それに位置づけられている事業であれば募集は可能です。

企業版ふるさと納税を募集する過程においては、誘致企業であったりとか、県内出身の社長さんが県外にいらっしゃる場合とか、いろいろな多岐の例がございます。まず、企業が本県に何がしかの貢献をしたいということで御相談がある場合もありますし、各個別の分野——ゼロカーボンであるとかフードビジネスとか、そういったところの所管課が積極的に誘致を図って、寄附を行ってほしいといったようないろいろなパターンがございますので、基本的にはこの事業に係る分野に対して企業が行うということがあります。

○二見委員 宮崎県内の企業もできるんですか。

○中尾総合政策課長 本社が所在する地方公共団体の寄附は対象外になっておりますが、誘致企業の場合は本社が県外でありますので、そういう場合は対象になります。

○二見委員 委員会資料2ページの「企業のメリット」というところに、法人関係税の軽減効果はもとより、社会貢献、企業としてのPR効果並びに地域資源を活用した新事業展開と記載されています。この辺が企業としてのメリット

だということだったら、本県としては、宮崎県の事業の中で、企業側にこれをアピールしていかないといけないと思うんです。そこ辺の取組というのは、今、どのようにされていらっしゃるんですか。

○中尾総合政策課長 地域資源を活用した新事業展開で申し上げますと、例えば宮交シティの運営会社、いちごグループから寄附を頂いております。いちごグループに関しては、綾町の有機農産物を使用した商品開発に取り組んでいらっしゃいます。また、オフィス家具を手がけていらっしゃる、内田洋行という東京に本社のある企業は、社長が本県林業大学校の名誉校長ということもあって、オフィス家具を作る際に本県産材木を活用したりといった取組もありますので、そういった観点から、農業関係なども含めて積極的な売り込みをしていく必要があると考えております。

○二見委員 最初の説明で、本県にゆかりのある方という話だったと思うんですけれども、恐らくこの企業のメリットの部分だけを見ると関係ないのかな。宮崎県の出身だから、宮崎県に縁故があるから、というより、宮崎県でこういう事業展開をすることによって、例えば自社のPRや新規事業につながるようなことなのであれば、そこに企業版ふるさと納税を使って、企業のプラスになるような事業を構築していかなければならないんじゃないかなって思うんです。宮崎県の関係者に縛る必要は絶対ないですよ。広がりを見せていかないといけない分野じゃないですか。むしろ縁がない人たちから寄附をもらえるような魅力の発信につなげていかなければならない。企業版ふるさと納税を使って、もっと新しいネットワークをつくっていくぐらいの気持ちでやるべきんじゃないかなと思うんで

すけれども、いかがでしょうか。

○中尾総合政策課長 おっしゃるとおりでして、ふるさと納税をしてくださいと声をかける企業は、本県ゆかりの企業であるとか、本県誘致企業であるとか、社長が県内出身ということで声をかけやすい部分もありますけれども、やはり幅広い分野で応募を募っていく必要があります。

特にゼロカーボンなどについては、企業のメリットにもなりますので、幅広くいろんな企業に対して今後積極的にPRしてまいりたいと考えております。

○二見委員 お話を聞いていて、宮崎県の弱いところを強化できるという視点で事業を構築できないのかなと思うんです。列挙されている6つは、どちらかという宮崎県の強みを生かしていこうという事業だと思うんです。

例えば、県外にいる宮崎ゆかりの人の人脈、いろんな経済のつながりの中で、こういうところが得意な人はいないですかと広げていく方法、宮崎県ゆかりの人に、あなたにお願いします、あなたから広げてもらえないかというように、宣伝や口コミを広げる、今後そういったところに取り組んでいくべきなのかなと思います。

全国の寄附件数が増えていっているのを見ると、どうしても、宮崎県がどれくらいの事業をつくっていけるのかが大きなポイントになるんだろうなと感じるものですから、企業のメリットを生かす検討を進めていただきたいなと思います。僕も勉強していきたいなと思います。

続けていいですか。

○山下委員長 はい。

○二見委員 この間の、マイナンバーのひもづけの点検について確認なんですけれども、点検して間違いがあった、修正したけれども、そこを間違えていた。先ほど課長から、技術的な面

のサポートはするということでしたが、この二重に起こってしまったミスの総括——何が原因でこういうことが起こってしまったのか。技術的なものというより、そもそものチェック体制がちゃんとできていたのかどうかとか、そこ辺の検証は終わっているんですか。

○甲斐デジタル推進課長 先ほど、システムのサポートと申し上げたのは、この登録業務のシステム自体、かなり難しい部分があったので、そこについてサポートをしてきたということでございます。

障がい福祉課で担当者が1人でやっていた事務の見直しについては、今、担当課で検証を進めておりますので、それについて、今後こういうことがないようにどうやっていくかを我々も一緒に検証していきたいと思いますが、検証作業というのはまだこれからとなっています。

○二見委員 検証はこんなに時間をかけてやるものなんですか。

○甲斐デジタル推進課長 起きたミス自体は単純なものですけれども、チームとして、県庁全体として、どうやってこういうことが起きないようにやっていくのかは、類似の業務があるのか——また、ほかの課ではシステムを入れているところがあり、障がい福祉課も今後システムを導入する予定のため、作業が変わってきますので、そういったところも含めて今後しっかりと対応していきたいと考えております。

○二見委員 曖昧になるような今後の対応というか、取りあえず一回、なぜそこで2回のミスが起こってしまったのかの検証を終わらせるべきじゃないか。その上で、次のシステムを導入するに当たって、今後の在り方とかを考えていくべきであって、まずそこを終わらせないことには先には進めないのかなと思うんです。

○甲斐デジタル推進課長 今、障がい福祉課並びにその他のひもづけ担当課とも情報交換を重ねているところがございますので、しっかりと対応していきたいと思っております。

○脇谷委員 マイナポータルの件で、教えていただきたいんですが、例えば、保険証をマイナンバーカードにすると、確定申告のときに控除がすぐにできるということで、マイナンバー制度というのはとても便利だなと思ったんですが、今回はひもづけの重複ということで、確定申告のときにはどのようにして出てくることになるんですか。つまり何が言いたいかというと、マイナンバーカードを使ってe-Taxへログインすると、情報が出てくるんですけども、2人分がひもづけされていたということであれば、そのときに2人分出てきたということになるんですか。

○甲斐デジタル推進課長 *基本は1人に対して1つの情報をひもづけるので、違う人がひもづけられてしまうということが起きているのが現状でございます。そういうトラブルが起きているということですので、それがないように、今、総点検の中で、例えば脇谷委員のマイナンバーに関して、ちゃんと御本人の分がひもづけられているかをそれぞれの制度に基づいて確認していくこととなります。

○脇谷委員 分かりました。2人分の情報がひもづけられていたわけじゃなくて、別の人の情報がひもづけられたということでもいいんですか。

○甲斐デジタル推進課長 今起きているのはそういう事例でございます。

○脇谷委員 了解しました。

続いて委員会資料6ページですけれども、マイナポータルで閲覧可能な情報なんですけど、この29項目を調査するというところで、実施機関が

書いてありますが、県のところだけを県がやっているということなんですか。そして、市町村というのは、市町村も調査しているという理解でいいんでしょうか。

○甲斐デジタル推進課長 基本的にはおっしゃるとおりでございます。県と市町村がそれぞれこのひもづけ作業をやっているんですが、例えば医療保険の保険者と書いてあるところがありますけれども、我々地方公務員の地方職員共済組合については、宮崎県支部の事務所が県にございますので、総務事務センターで担っております。一部、教員とか警察官とかは、それぞれの共済の担当課がございますけれども、基本は県、市町村と書いてあるところ、それと保険者のそういった部分的なものが、県、市町村の担当になるものでございます。

○脇谷委員 分かりました。県と市町村と書いてあるのは、両方が連携して調査しているのか、お互いが調査していて、ここがおかしいんじゃないかと言っているのか、そして、今回のひもづけが別な人といったときには、市町村はそれに気づかなかつたのかも併せてお聞きします。

○甲斐デジタル推進課長 基本的にはひもづけをするところが県もしくは市町村——それぞれどこかの一つの機関がやっているということになります。ですので、その集約的なものを県でどういうふうに行っているのか、一部確認する作業はこれから出てくるかもしれません。

それぞれの制度、厚生労働省であれば、介護であるとか、子供であるとか、それぞれが、これからどういうふうに行点検をするのか指示を出していくと。今、実際のひもづけ作業をやっている現場の確認作業を7月中に終えた上で、その現場の作業にのっとり、しっかりと国全体

※次ページに訂正発言あり

で点検内容を示して進めていくということになります。そのうちの一部について、今、先行して作業しているところでございます。

○脇谷委員 分かりました。市町村も一緒になって調査しているということで、市町村から挙がってきた課題というのは、今のところはないでしょうか。

○甲斐デジタル推進課長 まだ直接市町村からの課題というのはいませんが、先日、これから一緒に総点検をしっかりとやっていきたいと思いますということで、全市町村にも連絡しまして、担当課長と意見交換をしているところでございます。

○二見委員 テニスコートの話なんですけれども、施設の整備についての話はいいです。もうこれだけ知事も、宮崎県は世界に向けてスポーツを発信していくということで言われていたもので、やっていくんだろうなと思うんです。

その裏側であるテニス選手の育成についての取組状況はどうか。国民スポーツ大会には、かなりの競技種目があるわけなんですけれども、これだけ集中して取り組んでいくということであれば、やっぱり本県におけるテニスの人材育成も併せてしっかりやっていかなければ、箱だけやって、それを使うレベルがなければ、非常に心もとないところがあるものですから。

この整備の当初から、年配の方とかにとってはやっぱり人工芝のほうがいいという話もあったりするんです。これから若い世代の人たちが、ハードコートを使って、いかに宮崎県のテニスのレベルを上げていくかの取組状況について、お伺いしたいなと思います。

○後藤競技力向上推進課長補佐 委員のおっしゃるとおりでございます。国民スポーツ大会に向けて、ハード整備と併せて競技力の向上

は大変重要な観点だと考えております。

国民スポーツ大会では、成年種別と少年種別が分かれておりまして、少年種別におきましては、もちろん高校の強化指定であるとか、有力な小・中学生への集中的な支援をやっておりますし、成年種別につきましては、先日、常任委員会でも報告させていただきましたとおり、有望選手の確保を計画的に進めていくことに取り組んでおります。

テニスコートにつきましては、世界的にはハードコートが主流というお話も聞いておりますので、今後世界に向けてというところで考えていきますと、ハードコートを活用して、有力な選手が育っていくことができるのではないかと期待はしているところでございます。

○二見委員 指導するに当たって、やっぱり指導者ですよね。選手を育成しますだけでなく、やはりどうしても指導者によって子供たちの成長というのは大きく変わってくると思うんです。長い目でこの施設を生かしていくためにも、指定校があるのであれば、そういった指定校が指導者的な人たちをしっかりと確保できるようなサポートもしっかりやってほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

○甲斐デジタル推進課長 先ほど、脇谷委員からの御質問に対して、1人に対して1つの情報がひもづくということで申し上げました。

基本はそれが原則でございますけれども、今回の療育手帳のケースは、実は消したはずが消していなかったということで、結果的に別の方の情報が見れてしまうことが生じておりました。

これは、システムのそういうことが許される状況にあったというところのミスでございます。こういったことを点検していくということで、すみません、説明が十分でなかったので

補足させていただきます。

○脇谷委員 今の説明だったら、情報が2つ出てくるということでもいいんですか。

○甲斐デジタル推進課長 普通はAさんのデータにAさんの情報を入れるんですけども、ずれてBさんのが入ってしまっていた。それに気づいたら、本来はBさんのを消してAさんのを入れるべきところ、それを消していなかったということで、一時的にAさんがBさんの情報を見られる状態が続いていたというのが今回のケースでございます。これは、システムの中に、情報を追加していく機能があったということを担当者が知らず、上書きされたと勘違いしたため発生したものでございまして、2人分の情報を見られる状態が生じたということでございます。

今はシステム自体を遮断して、見られない状態にして対応しているところでございます。

○脇谷委員 確定申告のときは、ログインすると何もしなくても情報が出てきますけれども、それが出てこないことになるんですか。それとも2人分出てくるということですか。

○甲斐デジタル推進課長 それは、個別のシステムの入力状況によると思いますが、基本的には1人に1つひもづけていくのが大原則なんですけれども、今回は、それがシステム上でできる状況があったために、そういうミスが生じてしまったということでございます。

○福田副委員長 審査事項のタイトルとしてはマイナンバーのひもづけに係る総点検についてとなっているんですけども、どうしても今みたいに次から次にいろんなミスが出てくると、行政の合理化というのは分かるけれども、県民にとってどんなメリットがあるのかというのがだんだん薄れていって——ある意味では、先ほ

ど脇谷委員が本当に便利でしたと言ったように、マイナンバー制度によって、自分たちも将来的に便利になるんだよという訴えもするべきじゃないかなと思うんです。

今、どうしても強制的に、マイナポイントを付与することで加入者を増やしたりしていますが、本当は自分たちが楽するんだよということをもう少しいろんな方向で訴えるべきじゃないかなと思うんですけれども、それについてはどうですか。

○甲斐デジタル推進課長 副委員長がおっしゃるとおりでございまして、これまで県内市町村には、マイナンバーの交付率を上げるために一生懸命頑張っていただいて、全国で宮崎県が1位ということで交付率が高まってまいりました。

その中で、例えばコンビニ交付とか、利便性の向上も同時並行でいろいろ進めてまいりましたが、まだまだそういったところがしっかりと周知できていないところもございますので、これからしっかりとその部分も関係課と一緒に周知徹底を進めていきたいと考えております。

○山下委員長 それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時2分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

○吉村総務部長 一言御挨拶を申し上げます。7月10日付で総務部長になりました吉村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

説明は座ってさせていただきます。

本日、総務部からは報告事項が2件ございま

す。

まず、お手元の総務政策常任委員会資料の2ページの目次にあります霧島山(えびの高原(硫黄山)周辺)の火口周辺規制について、2点目が、別途配付しております追加資料の新田原基地における日仏共同訓練についてになります。いずれも詳細につきましては、危機管理局長から説明いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○渡邊危機管理局長 常任委員会資料の3ページをお開きください。

霧島山(えびの高原(硫黄山)周辺)の火口周辺規制について御報告いたします。

まず、1の概要であります。

硫黄山では、今年5月頃から山体浅部の膨張を示す地殻変動を観測し、7月7日には火山性微動が発生したため、5段階あります噴火警戒レベルが1から2に引き上げられました。

次に、2のこれまでの経過において、硫黄山の噴火警戒レベル等の推移を記載しております。

まず、平成30年2月に噴火警戒レベルが1から2に引き上げられ、同年4月には約250年ぶりに噴火が発生し、レベルが3に引き上げられました。その後、火山活動は小康状態となり、約1年後の平成31年4月18日にはレベル1に引き下げられました。

これらの火山活動により、県道1号が被災しておりましたが、令和4年11月26日に付け替え道路の工事が完成し、土日の9時から17時のみ、屋根付自動車に限って道路が開放されました。

しかしながら、今年度に入り、火山ガス濃度の高まりが見られたことから、6月3日より県道1号の土日のみの開放も停止していた中、先ほど御説明したとおり、7月7日に噴火警戒レベルが2に引き上げられたところです。

県では、7月7日の噴火警報を受け、直ちに情報連絡本部を設置し、情報収集に努めるとともに、3の登山者・入山者等への対応を行ったところであります。

具体的には、①の立入禁止区域、②の登山道の規制、③の県道の規制について、地図で御説明いたしますので、次の、4ページをお開きください。

まず、立入禁止区域につきましては、地図の中央、緑色で「硫黄山」と大きく書いているところに、薄い赤で塗られた円があります。これが、硫黄山の火口周辺、おおむね1キロメートルの範囲を示しており、えびの市により立入禁止区域として設定されております。

次に、登山道につきましては、青の線で示しており、現在閉鎖している登山道は、赤の点線で示しております。

今回のレベル引上げに伴い、新たに閉鎖された登山道は、「硫黄山」の薄い赤で塗られた円の左、「えびの高原」と書いてあるところの⑧番、えびのエコミュージアムセンターから薄い赤の円内を通過して、緑色で「韓国岳登山道休憩所」と書かれた箇所に伸びていった韓国岳登山道などであり、環境森林部により閉鎖しております。

次に、県道1号についてです。

県道は緑色と黄色で示しており、規制区間は赤色二重線を重ねております。具体的には、規制範囲である薄い赤で塗られた円の右上、「原田展望所」の赤いバツのマークのところから、円の左側⑧のえびのエコミュージアムセンターの手前の赤いバツのところまでを県土整備部により通行止めとしております。

ただし、県道1号については、火山ガスの濃度上昇により、本年6月3日より既に土日開放を停止しておりましたので、今回のレベル引上

げに伴い、新たに規制した区間はございません。

なお、薄い赤の円の左、「えびの高原」と書いてあるところの④のえびの高原荘から⑧のえびのエコミュージアムセンターは、規制区域の外になります。

以上につきましては、看板の設置や県ホームページ等で県民に周知しているところでございます。

今後とも火山活動の状況を注視し、適宜適切な対応を取ってまいりたいと考えております。

続きまして、追加資料と右肩に記載されております1枚紙の資料を御覧ください。

新田原基地における日仏共同訓練についてであります。

この件につきましては、昨日、防衛省から記者発表がなされましたので、その情報を基に資料を作成しております。

まず、1の実施期間は、今月の26日水曜日から29日土曜日までの4日間で予定されております。具体的には、7月26日に来日、27日にかけて共同訓練が行われ、28日には県外でのイベントに参加し、29日に離日されるという日程であります。

次に、2の実施場所は、新田原基地及び同基地周辺空域並びに関東周辺空域となっております。

次に、3の参加部隊等です。

航空自衛隊は、新田原基地からF15戦闘機3機のほか、福岡県の築城基地からF2戦闘機が2機、愛知県の小牧基地から空中給油機1機、埼玉県の入間基地から輸送機1機が参加します。

また、フランス航空宇宙軍は、人員は約120名となり、ラファール戦闘機が2機、空中給油機が1機、輸送機1機となります。

次に、4のフランス航空宇宙軍の宿泊場所は、

基地内宿泊となっておりますが、数名の将校等については、基地外宿泊の可能性があると伺っております。

最後に5、県の対応です。

国に対しまして、事件・事故の防止や騒音の軽減など、県民の安全・安心の確保に万全を期すよう、昨日、知事名で九州防衛局長宛て要請文を送付いたしました。

また、訓練期間中においては、危機管理局内に関係機関との連絡調整等を行う体制を構築することとしております。

○山下委員長 執行部の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

○岩切委員 日仏訓練についてお尋ねします。

今回、フランス航空宇宙軍が来られるということですが、この事実と新田原基地の位置づけとして、これまではアメリカ軍が中心だったんですが、これから先は幾つかの国が来る可能性があるかと理解したほうがよろしいのでしょうか。

○渡邊危機管理局長 今後の計画につきましては、現時点では未定と伺っております。ただし、こういうものにつきましては、速やかに情報はいただきたいと思っておりますので、九州防衛局に対しましては、いろいろな訓練があるときには、早めの情報提供というのを強く要望したところでございます。

○岩切委員 改めて確認しますが、フランス航空宇宙軍は、何か目的を持って新田原基地にお見えになれるのか、その辺りの情報があれば教えてください。

○渡邊危機管理局長 この訓練につきましては、国の安全保障政策の一環として、国と国との間で調整されて実施されることになったと国から伺っております。国として責任を持って行われるものと承知しております。

○岩切委員 国と国との間での確認でこういう出来事になる、分かりました。受け入れる宮崎県また地元周辺の市町村とすれば、珍しい軍が来られるということになると、同じ軍でも、アメリカ軍は慣れていらっしゃるかなとか、そんなレベルの若干の不安もあるのかなと思います。

いずれにしてもこういうことはあるんだという事実があって、今後は国同士の話合いの中で決められていくということですね。

とにかく安全に無事に終わることを願うしかありません。情報としては、もう限られているということは分かりました。

○福田副委員長 一つ確認ですけれども、参加部隊等のところに120名と書いてあるんですが、今朝のMR Tのラジオ放送で、たしか200名と言われたと思うんですけれども、聞き間違いでしょうか。

○渡邊危機管理局長 九州防衛局のほうからは、この資料にありますとおり約120名と伺っております。

○山下委員長 ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時15分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

次に、県外調査につきましては、11月8日水曜日から10日金曜日に実施を予定しておりますが、改めて皆様方から御意見を伺いたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時16分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、県外調査の日程、調査先等については、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのようにいたします。

最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもって委員会を閉会いたします。

午前11時16分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 山 下 寿

